

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-7-7 ヒルトップ神田ビル

NCホールディングス株式会社

代表取締役 梶原 浩 規 様

取締役 吉川 博 志 様

取締役 片山 卓 朗 様

取締役 高木 俊 幸 様

取締役 高山 正 大 様

取締役 高田 明 夫 様

取締役 藤 枝 政 雄 様

取締役 矢 野 一 様

TEL 03-6859-4611

FAX 03-6859-5911

2021年5月17日

質 問 状

TCS ホールディングス株式会社

東京コンピュータサービス株式会社

MUTOH ホールディングス株式会社

株式会社セコニック

以上4社代理人

弁護士 藤 本 一 郎

弁護士 伊 藤 翔 汰

弁護士 池 上 悠 貴

連絡先 〒100-0005

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

新国際ビル8階

弁護士法人創知法律事務所

TEL 03-6268-0962

FAX 03-6268-0963

当職らは、TCS ホールディングス株式会社、東京コンピュータサービス株式会社、MUTOH ホールディングス株式会社及び株式会社セコニック（以下「通知会社」といいます。）の依頼を受け、NC ホールディングス株式会社（以下「貴社」といいます。）及び後述の開示に賛成した貴社取締役である梶原浩規氏・吉川博志

氏・片山卓朗氏・高木俊幸氏・高山正大氏・高山明夫氏・藤枝政雄氏及び矢野一氏（以下「貴殿ら」といいます。）に対し、貴社が2021年5月14日付で適時開示した「当社に対して提出された株主提案とこれに対する当社の反対意見に関するお知らせ」（以下「貴社開示」といいます。）に対し、以下のとおり質問させていただきます。

なお、下記については既に本日FAXをしておりますが、念のため内容証明郵便でも送付するものです。

1 開示内容の確認について

貴社によれば、貴社5月14日取締役会において、当社らを含む23社の株主提案については、（一部の取締役が記載方法について修正の意見を述べた上で、）全員一致の決議により、反対する旨の決議がなされたそうです。その旨の開示がございます。

この理由の概要として、「提出株主の金融商品取引法違反の疑い」が記載されており、かつ、株主提案の当社注2には、具体的に、以下のような事項を記載しております。

（1）大量保有報告書の提出義務違反の疑い（以下、「第1点」といいます。）

本株主提案の提案者であるTCSホールディングス株式会社ほか22社の法人の議決権保有割合は、2021年3月31日現在、合計して32.49%ですが、TCSホールディングス株式会社の代表取締役社長である高山芳之氏、同社取締役であり同氏の弟である高山正大氏、及び高山正大氏が代表取締役社長を務めるTCSビジネスアソシエ株式会社の議決権保有割合を合算すると33.34%となります。高山芳之氏、高山正大氏及びTCSビジネスアソシエ株式会社は、TCSホールディングス株式会社の共同保有者として大量保有報告書を提出していないところ、これら3者も同社の共同保有者として大量保有報告書提出義務を負うと解される可能性があり、同氏らには金融商品取引法違反の疑いがあります。大量保有報告書の提出義務違反は、刑事罰の対象です。

（2）変更報告書の提出義務違反の疑い（以下、「第2点」といいます。）

本株主提案の提出者であるTCSホールディングス株式会社ほか22社は、当社株式の大量保有者として提出している2017年7月24日提出に係る変更報告書において、いずれも「保有目的」について、「重要提案行為等を行うこと」が含まれておりませんが、本株主提案は、「重要提案行為等」に該当する可能性があり、金融商品取引法違反の疑いがあります。変更報告書の提出義務違反は、刑事罰の対象です。

・・・これらの表現を客観的に眺めると、「疑い」との留保は付されているものの、わざわざ「刑事罰の対象」との文言が付けられており、通知会社を含む23社と、高山芳之氏、高山正大氏及びTCSビジネスアソシエ株式会社が金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）違反という違法行為に加担しているとの印象を与え、仮に真実ではないとすれば、通知会社らの名誉及び信用を毀損することが明らかではないかと考えます。

他方で、第1点、第2点とも、具体的に、何が金商法違反となるのかが明らかではないように思われま

複写



す。そこで、以下の質問をさせていただきます。

2 御質問1（第1点について）

まず、第1点についてですが、結局のところ、いかなる事実により、高山芳之氏、高山正大氏及びTCSビジネスアソシエ株式会社が「同社の共同保有者として大量保有報告書提出義務を負うと解される可能性があり、同氏らには金融商品取引法違反の疑いがあります。」と言えるのか、その根拠をご教示頂けないでしょうか。

これは、もしそのような事実があるのであれば、速やかに是正したいという思いから申し上げているのですが、貴殿ら（特に貴殿らの中には高山正大氏が含まれております。）が貴社名でわざわざ対外的にそのような公表を行っておりますので、万一事実ではないということであれば一大事ですので、念のため確認するものです。

ご参考までに、現時点における通知会社の解釈を申し上げます。

ご承知のとおり、大量保有報告書における「共同保有者」に該当するか否かは、実質基準（法27条の23第5項）と形式基準（法27条の23第6項）がございます。

まず、確かに高山芳之氏や高山正大氏は、通知会社を含む23社の取締役等を務めてはおります。しかし、通知会社の認識によれば、通知会社を含む23社と、高山芳之氏個人・高山正大氏個人及びTCSビジネスアソシエ株式会社との間で、共同して貴社株式を取得し、もしくは譲渡し、または議決権その他の権利を行使することを合意したことは、ありません。また、通知会社ら23社は、高山芳之氏・高山正大氏に次期取締役候補となることの依頼はしましたが、本株主提案を共同して行うことについて合意をしておりません。

次に、TCSビジネスアソシエ株式会社は、通知会社を含む23社とは資本関係がございませんので、形式基準の共同保有者に該当する余地はないと考えます。また、高山芳之氏、高山正大氏は、それぞれ個別には、通知会社を含む23社のいずれに対しても、直接又は間接的に、議決権の過半数を所有しておりません。また、高山芳之氏と高山正大氏は夫婦ではありません。以上の事実からしますと、通知会社を含む23社と、高山芳之氏個人・高山正大氏個人及びTCSビジネスアソシエ株式会社との間には、「形式基準の共同保有者」（金商法第27条の23第6項）の関係に該当しないと考えます。

確かに貴社ご指摘のとおり、高山芳之氏・高山正大氏は、通知会社を含む23社のうちの多く会社で取締役等に就任しているという事実はあります。しかし、そのことのみでは、共同保有者に該当しないと考えます。貴社及び貴殿らは、如何なる点において金商法違反となるとお考えなのでしょう？仮に、実質基準違反だと仰るのであれば、どのような事実をもって、具体的にそのような合意があると仰るのかについて、明らかにしていただけますと幸いです。また、形式基準違反だと仰るのであれば、どの点でそのような関係があるのか、明らかにしていただけますと幸いです。

3 御質問2（第2点について）

確かに、2017年7月24日提出に係る変更報告書において、貴社ご指摘のとおり、「保有目的」について、「重要提案行為等を行うこと」が含まれておりません。しかし、このことがどうして違法となるのか、根拠をご教示頂けると幸いです。

金商法第27条の26第1項では、「発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるもの」を「重要提案行為等」と定義しております。重要提案行為等の詳細は、政令（金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項）に定められており、本株主提案との関連で申し上げると、「代表取締役の選定又は解職」「役員の構成の重要な変更（役員の数又は任期に係る重要な変更を含む。）」が含まれております。

金融商品取引業者等は、かかる「重要提案行為等」を株式保有の目的とする場合と、しない場合とで、大量保有報告書の提出についての規制が異なっており、そのような金融商品取引業者等が、「重要提案行為等」を保有の目的としない場合は、「特例」による簡便な報告を行うことができます（金商法第27条の26第1項）。しかし、「重要提案行為等」を保有の目的とし、又は取得後短期間に「重要提案行為等」を行う場合には、「特例」が認められないことになります。

しかしながら、通知会社を含む23社は、ソフトウェアの開発やメーカーなどを営む会社であり、金商法第27条の26第1項にいう「金融商品取引業者」等には該当しません。大量保有報告書及びその変更報告書についても、「特例」による簡便な報告を行っておりません。

確かに、通常の報告の場合にも、「重要提案行為等」を保有の目的とするか否かについて、記載する欄がございます。しかし、「重要提案行為等」の欄に「該当事項なし」と記載されているのは、通常、単に、提出者が、特例報告の対象となる金融商品取引業者等には該当しない、といった程度の意味で、「重要提案行為等」を行うか否かとはい、直接、関係がないものと解されております。従いまして、私共の場合、金融商品取引業者等ではありませんから、この欄に「該当事項なし」と記載をするのは、仮に私共が「重要提案行為等」を行うことがあるとしても、何ら不自然不合理なことではありません。

更に念のために申し添えると、本株主提案は、結果的に会社提案と異なる内容となっておりますが、7名の中で、現在の貴社取締役2名、貴社従業員4名を含んでおり、また、TCSグループとの役職員兼任者も、現在の貴社取締役5名中2名（高木取締役、高山正大取締役）から、7名中3名（高木候補、高山芳之候補、高山正大候補）とする等、その方針について、「保有目的等」に記載した、「発行者との資本業務提携関係を構築することにより、当社グループ及び発行者グループの営む事業についてシナジー効果を追及し、それぞれの企業価値の最大化を図ることを目的として保有する」ことから、いささかも変更はありません。即ち、本株主提案の前後において、通知会社を含む23社は、株式の共同保有目的に何らの変更はありません。

貴社及び貴殿らは、何故、通知会社を含む23社に第2点に関する違法があり得るとご主張なのか、明確にして頂きたいです。

4 おわりに

以上の2点について、貴社開示に賛成した貴殿らにおいて十分な事実調査がなく、よもや開示されたということはないと思いますので、速やかに当職らにご回答をお願いします。通知会社としましては、貴社及び貴殿らの回答を踏まえ、適切に対応する所存です。ただ、貴社及び貴殿らは、招集通知にこれらを記載する意図があると推察しますので、時間的制約はあるものの十分なご検討の上で、遅くとも株主総会の招集を決定する取締役会が開催されるとされる2021年5月24日(月)までにご回答願います。

また、万が一、違法ではない可能性もあるということであれば、直ちに貴社開示について、訂正をお願いします。具体的には、金商法に関する言及を全て削除して頂きたいです。また、株主総会招集通知においても、そのような記載を行わないよう、お願いします。

ご承知のとおり、貴社株主は4000名以上です。刑事罰の対象ともなることを明示した貴社開示は、仮に事実ではないとすれば、通知会社を含む23社の名誉・信用を著しく毀損し、本株主提案を毀損することになります。また、それが招集通知に記載されれば、その損害も著しく拡大します。

通知会社らは、仮にご指摘が具体的に理解でき、違法であることが明らかであるということであれば、勿論通知会社らとしても、関係各所と協議の上で是正をしていきます。ただ、もし可能であれば、このような開示をされる前に具体的にご指摘頂き、自主的に是正の機会を与えて頂ければ良かったのではないかと思います。その意味では、今回の開示は、何が違法であるか明らかでないのに、違法の疑義のみを指摘するもので、単に通知会社の名誉・信用の毀損、ひいては本株主提案の毀損のみを狙い撃ちにしたいのかとの疑義もあり、非常に残念でした。

なお、本件については、当職らが通知会社を代理しておりますので、以後の連絡は、通知会社ではなく当職宛にお願いします。

以上

(付記)

差出人 〒100-0005

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル8階
弁護士法人創知法律事務所

弁護士藤本一郎・伊藤翔汰・池上悠貴

受取人 〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1-7-7ヒルトップ神田ビル
NCホールディングス株式会社

代表取締役 梶 原 浩 規様

郵便認証司

3. 5. 17

この郵便物は令和3年5月17日
第12488040541号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2021051722094500100000 号

5 / 5 頁

東京
3. 5. 17
18-24